

措置状況の公表について

平成26年度定期監査の結果に基づき講じた措置について市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成27年10月13日

高梁市監査委員 廣兼 昭夫

高梁市監査委員 小林 重樹

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>税務課 「検討」</p> <p>①固定資産税は、現況によって課税されている。市の補助金等の交付を受けて、住宅改修を行っている家屋については、現況確認を実施されたい。</p>	<p>税務課資産税係では毎年7月に市内全域の建築状況確認を行っています。</p> <p>この状況確認に併せ改修を行った家屋の改修状況を確認した上で、税額について異動が発生すると考えられる家屋について確認を実施したいと考えています。(床面積について異動があった家屋)</p> <p>ただし、岡山県の統一的な考えとしてバリアフリー等のリフォームは再評価を行わないとしているので、リフォームのみのものは高梁市も再評価を行いません。</p>
<p>建設課 「注意」</p> <p>①工事変更契約のうち、不十分な事前調査、事業計画、設計及び工程管理などが原因になっているものが見受けられたため、今後事前の調査等を十分に行い、事業計画及び起工設計の精度を高め、工程管理にも十分注意すること。</p> <p>請負業者との現地立会を含めた協議記録等が残されていないものが見受けられたため、市民への説明責任を果たす観点からも工事打ち合わせ簿等の協議記録を整備すること。</p>	<p>市道改良工事については、地元からの要望書により、関係地権者の協力をいただくことを施工承諾書と地元町内会等での説明会により理解をいただいて事業化の決定をしてきたところであるが、近年、複数の改良路線で、工事实施の段階で事業への了解が得られない事案が発生し、工事量の増減により精査対応してきた。</p> <p>今後は、新規改良路線にあっては事前に関係地権者の調査について、相続関係人を含めてさらに詳細に行うことと、工事内容にあっては、起終点までの関係町内会はもちろん利用される地域の道路改良要望を十分調査した上で発注するよう、課内会議において職員に徹底した。</p> <p>また、合わせて請負業者との協議記録も</p>

	<p>適切に整備するよう職員に徹底した。今後も、工事、委託業務等、事業執行にあたっては、細心の注意を図り、厳正かつ的確な事務執行に努めていきたい。</p>
<p>まちづくり課 「注意」 ①市営住宅使用料等の未収金の適正管理について、積極的かつ組織的な姿勢で取り組まれ、未収金の解消に向けて鋭意努力されたい。</p>	<p>未収金については、督促及び電話依頼、訪問を実施し、分納誓約を取り付けるなど、納付を促している。</p> <p>現年分については、督促状を黄色書面、催告書を赤色書面として送付し、視覚的に認識されるよう工夫している。</p> <p>また、3カ月以上の滞納発生時には連帯保証人への督促依頼を実施しており、新規滞納者の発生を抑えるよう取り組んでいる。</p> <p>それにより、平成26年度現年分は、雇用促進住宅の譲渡等により管理戸数が増加しているが、収納率は向上しており、一定の効果を上げていると考えている。</p> <p>県内他市町村と比較しても、高い水準を維持している。</p> <p>過年分については、平成26年度は建物明渡し及び支払請求訴訟を1件実施すると共に、高額滞納者への対応も行っている。平成27年度についても、訴訟提起を予定している。</p>
<p>上下水道課 「注意」 ①水道料金等の未収金の適正管理については、全庁での統一した取り組みにより、積極的、計画的、かつ組織的に鋭意取り組まれたい。</p> <p>②本市の水道は、広範囲に整備されており、配水管等の施設の劣化による地下漏水等により、有収率が低い地域もある。今後、簡易水道事業も水道事業（企業会計）へ統合する計画がある中で、施設の計画的な改修と適正な維持管理により市内全体の有収率を高め、安全で安心な水の安定供給に一層尽力されたい。</p>	<p>平成26年度において、上下水道課全職員での一斉徴収、催告に応じない者への給水停止措置等を行い、現年度分・過年度分ともに前年度より収納率の向上を達成した。今後、市税等滞納整理対策本部部会と連携し、情報の共有をしながら、これまで以上に滞納整理を進めていく。</p> <p>職員及び専門業者による漏水調査を行い、漏水個所の特定、漏水配管の修繕を行った。今後も、施設の監視及び漏水調査により漏水の早期発見に努める。また、総合計画後期計画において老朽配水管の更新事業を計画しており、平成27年度から事業に着手し、計画的な施設更新により有収率の向上を図る。</p>

<p>西部土木事務所 「注意」</p> <p>①工事の中には、不測の事態によって、工期、契約金額などをやむを得ず変更しているものもあるが、不十分な事前検査、事業計画、設計及び工程管理などが原因により、変更に至ったものも見受けられた。中には、当初の契約金額の半分以下になる大幅な減額もあった。今後、事前の調査等を十分に行われ、事業計画及び起工設計の精度を高められ、工程管理にも十分注意されたい。</p> <p>また、請負業者との現地立会を含めた協議記録等が残されていないものも見受けられた。工事変更には、合理的な理由がなければならず、市民への説明責任を果たす観点からも工事打合わせ簿等の協議記録を整備されたい。</p>	<p>道路工事・河川工事・農業施設工事等については、関係地権者・関係機関等と協議を行い、詳細設計を行っています。施工にあたり、関係者から図面だけでは把握できない案件が発生し変更が必要な場合があります。また工期については、工種の変更・事業量の増加・関係者からの要望(交通規制等)により工期の延期が生じています。</p> <p>変更契約が半分以下になった件については、河川の災害復旧工事であり、個人所有の田に仮設道を設置する予定であったが、渇水期であり河川に直接入ることが出来たため、仮設費が減額となりました。このことについては、業者と協議を行っており、災害復旧の目的は達成しましたので減額での工事竣工となっています。</p> <p>協議記録簿については、変更の都度適切に処理するように徹底します。</p> <p>今後の事業執行にあたり、設計時から関係者との協議をより一層密に行い、事業設計及び起工設計の精度を高めてまいります。</p>
<p>市民課 「注意」</p> <p>①公共交通の一つである路線バスの運行に対し、県の補助金交付要綱等に準拠して、補助金を交付しているが、本市としても事業者へのヒアリングや路線の利用状況の確認等により補助金額の算定根拠を明確にされ、より適切な補助金交付に努められたい。</p> <p>②川面・巨瀬・中井地区の生活福祉バスについて、利用者の声に耳を傾け、運行日、運行時間、利用者の目的地等を踏まえた運行ルートの設定により、利用しやすい事業となるよう研究・検討されたい。また運行路線の適正な維持管理を実施し、安全運行に努められたい。</p>	<p>公共交通の利便性向上、交通空白地の解消とともに、公共交通関連支出の抑制、削減は喫緊の課題であり、特に路線バスの運行に対する補助金はその50%近くを占めることから、適切、適正な交付が必須であると認識している。</p> <p>補助金交付の根拠となる関連資料の精査、運行事業者へのヒアリング等により、適正な補助金交付に努めることはもとより、運行事業者と連携し、バスの利用促進、需要に応じた路線や運行形態の見直し、さらには経営規模の適正化等トータルで補助金の抑制、削減に努めてまいります。</p> <p>平成26年10月1日に実証運行を開始した川面・巨瀬・中井地区の生活福祉バスについては、地域へのヒアリング等を行いながら、よりニーズに即した事業になるように努めている。先般6月4日の高梁市地域公共交通会議においても利用者の声に基づいたダイヤ改正案が承認されたところであり、現在、改正に向けた準備を進</p>

	<p>めているところである。</p> <p>今後も利用者ニーズを掴みながら、必要な運行形態の見直しを行い、また、運行事業者や道路管理者とも協力しながら、安心・安全に利用することができる交通手段として地域に根付かせてまいりたい。</p>
<p>定住対策課 「検討」</p> <p>①定住促進事業は、本市の最重要施策であり、事業内容も多岐にわたる。他部署が所管する事業との連携を含め、職員相互で知恵を出し合い、より効果的で魅力的な事業となるよう十分に研究、検討されたい。</p>	<p>市内定住の促進に向けたニーズ調査と課題整理を行い、更なる定住促進施策の充実を図るため、平成26年度に商工会議所・商工会・JA・市で構成する「住みたいまち高梁」創造ネットワークで、市内事業所・従業員を対象としたアンケート調査を実施し、この集計結果を基に、今後の定住施策について構成団体の若手会員や市若手職員により若者目線での検討会を行った。併せて、庁内部局横断組織である「高梁市定住促進連絡会」においては、この意見を基に関係課の連携・調整を図り、各種定住施策の見直しと充実に向けた検討を実施した。</p> <p>検討結果は平成27年度施策に反映させており、現在、更に充実した各種施策の整理をおこない、市内外へ発信するためのパンフレット作成を進めているところである。</p> <p>今後は、高梁市総合戦略推進本部において、本年9月を目途に策定していく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、本市の人口ビジョンを踏まえた総合的な人口減少対策を戦略的に位置づけていく予定である。</p>
<p>環境課 「注意」</p> <p>①老朽危険建物除却促進事業について、後に問題が起きないように所有権の確認等申請要件の審査を厳重にし、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>市民の安全と安心の確保及び住環境の向上を図るために実施している老朽危険建物除却促進事業については、あくまでも対象物件は個人の資産であり、個人の申請により事業を進めています。</p> <p>また、申請者が相続人である場合には、異議申し立て等について、申請者自身で対応していただくよう依頼することとしています。</p> <p>なお、所有権や所有権以外の権利が設定（抵当権の設定）されていない建築物であることが確認できる書類として、申請者に交付申請時に登記簿謄本を提出してもらうことで、後に問題が起きないように努め</p>

<p>②斎場使用料等の未収金の適正管理について、全庁での統一した取り組みにより、積極的、計画的かつ組織的に鋭意取り組まれない。</p> <p>③し尿処理手数料の未収金の適正管理については、全庁での統一した取り組みにより、積極的、計画的かつ組織的に鋭意取り組まれるとともに、衛生券の取扱等の適正管理にも努められたい。</p>	<p>ています。</p> <p>斎場使用料等については、申請時に市の斎場使用料の内訳及び納期限の説明を徹底するとともに、未納者に対する電話連絡や訪問を定期的（隔月）に行い、徴収記録簿に経過を保存するとともに、納期限経過期間が拡大しないように努めてまいりたい。</p> <p>し尿処理手数料については、未納者に対する電話連絡や訪問を定期的（隔月）に行い、徴収記録簿に経過を保存するとともに、納期限経過期間が拡大しないように努めてまいりたい。</p> <p>衛生券の取扱については、金券であり施錠を徹底し適正保管しています。</p>
<p>川上地域局 「検討」</p> <p>①川上畑地かんがい施設給水使用料の未収金について、交渉記録等が備えられておらず、滞納整理の対応についても不明である。過去にも指摘しているが、滞納金については、滞納処理の対応も含め、積極的な徴収に取り組まれるよう、今後のあり方を検討されたい。</p>	<p>平成26年度までの未収金に対する督促を終え、ご指摘のあった交渉経過も交渉記録簿に記録するように改めました。</p> <p>その上で現在、未整備であった「滞納整理方針」及び関係様式（債権管理台帳、督促状、催促書）の整備を進めており、平成27年度第1期分（6月請求）からは、その手順に従って債権管理を行い、督促、催促等の対応を進めます。</p>
<p>健康づくり課 「注意」</p> <p>②健康づくり施策である各種検診事業の受診率向上を図るための事業内容・方法等の検討について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診率は、国民健康保険加入者を対象としており、全国の自治体で同一の算定条件で計算している。 ・がん検診の受診率は、対象者を「がん検診事業の評価に関する委員会報告書」に基づいた算定条件で計算している。 <p>（算定方法 別紙参照）</p> <p>市民の多くは、市の検診以外に市民各自が独自に検診受診している状況があると推測される。しかし、その受診者数を把握していないので、受診者数に計上できていない。</p> <p>そのため、市民の検診受診行動をより正確に把握するため、全ての20歳以上24,000人を対象にアンケート調査を実施した。</p> <p>H27年度普及啓発としては、新たに以下の点に取組方法を追加実施し、受診者数の増を図る。</p>

<p>③同種の委託業務で、契約方法が異なっているものがあることについて</p>	<p>①把握された受診行動結果を分析し、検診受診率向上のための有効な方法を検討する。</p> <p>②愛育委員に健康教育（検診の意義など）を実施、</p> <p>③受診しやすい検診体制の整備（個別検診に乳がん検診を新規追加、胃がんリスク検診の対象者年齢の引き下げ）</p> <p>④特定健康診査3年未受診者へ個別案内通知及び個別電話勧奨の実施。</p> <p>⑤検診当日の保健指導を実施。</p> <p>自家用電気工作物保安管理業務委託について、施設による契約方法が異なっていたが、契約方法を見積合わせによる契約とし、統一的な扱いとした。</p>
<p>保険課 「注意」</p> <p>①訪問看護事業について、平成26年度から休日・夜間対応を行うようになったが、勤務管理について内規等のルールを整備され適正な事務執行に努められたい。</p> <p>②委託料等の積算根拠については、総括的事項（5）で意見しているとおり、毎回ゼロベースからの積み上げにより積算し、金額の妥当性を確認されたい。</p>	<p>「訪問看護事業 24時間緊急対応体制に係る職員勤務体制マニュアル」の策定を行ない、職員の夜間・休日等における勤務管理を適正に行い安心・安全に訪問看護事業の推進が行えるよう、所属職員へ周知した。</p> <p>平成27年度の国民健康保険特別会計予算（事業勘定）により行う市民健康づくり事業委託契約については、その積算根拠となる項目及び単価を記載した見積書を相手方から徴した。</p>
<p>消防本部 「改善」</p> <p>①消防団員が県外出張時に、自宅から備中高梁駅までの旅費が支給されていなかった。</p> <p>消防団員の出張に伴う費用弁償については、市の例規に基づき、適切に支給されたい。</p>	<p>支給されていなかった消防団員の自宅から備中高梁駅までの費用弁償を支給しました。</p> <p>今後は、市の例規に基づき適正な支給を行います。</p>
<p>社会教育課 「注意」</p> <p>①文化ふれあい交流事業については、事業内容を十分検証し、より充実した事業になるよう検討されたい。</p>	<p>制度創設の平成24年度から昨年度までの3年間、市内の社会教育施設を利用した文化交流の実績はなく、奨励金の交付も皆無となっています。そのため、事業内容を変更しても利用が見込めないことから、同じく利用が僅少であるスポーツ交流事業とともに、施策効果が認められないとして、昨年度末で高梁市文化・スポーツ交流</p>

<p>②新図書館の建設も計画されている中、未返却図書の解消に向けて、より一層対応強化に努められたい。また、蔵書以外の備品類等についても、台帳整備をはじめとした適切な管理を行い、新館への移動に遺漏のないように注意されたい。</p>	<p>事業及び奨励金交付要綱を廃止しました。</p> <p>昨年度も回答しておりますが、</p> <ul style="list-style-type: none">・未返却図書の対応について 延滞者には3ヶ月毎に文書などで督促を行い、早期の遅延解消に努めており、引き続き未返却図書の解消に努めます。・館内の備品管理について 館内の蔵書、備品は、備品台帳等の整備を行っており、引き続き適正な管理に努めます。
--	--